別表六(十一)付表一の記載要領第一号中「が租税特別措置法」の次に「第42条の４第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和６年旧措置法」という。）」を加え、「同条第８項第３号」を「租税特別措置法第42条の４第８項第３号」に改め、「同条第７項」の次に「又は令和６年旧措置法第42条の４第７項」を加え、「同法」を「租税特別措置法」に改める。

別表六(十一)付表一一の記載要領第一号中「適用対象事業年度において同条第７項」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和６年旧措置法」という。）第42条の４第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を加え、「同条第８項第３号イ」を「租税特別措置法第42条の４第８項第３号イ」に改め、「他の事業年度において同条第７項」の次に「又は令和６年旧措置法第42条の４第７項」を加える。

別表六(十三)の記載要領第一号中「同項」の次に「（同条第18項において準用する場合を含む。）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第11項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を加える。

別表六(十四)の記載要領第一号中「。）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第13項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（同条第18項において準用する場合を含む。）」を加える。

別表六(十五)の表中「差引当期税額基準額残額⑬－⑭－（別表六（二十三）「15」）」を「差引当期税額基準額残額⑬－⑭－（別表六（二十三）「18」）」に改め、同表の記載要領第一号中「所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第８条」に、「第42条の６第３項（」を「（以下この号において「令和７年旧措置法」という。）第42条の６第２項若しくは第３項（」に、「第42条の６第３項の」を「第42条の６第３項又は令和７年旧措置法第42条の６第３項の」に改める。

別表六(十六)の記載要領第一号中「が租税特別措置法」の次に「第42条の９第１項若しくは第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和７年旧措置法」という。）」を加え、「（以下この号において「令和３年旧措置法」という。）」を削り、「令和４年旧措置法第42条の９第２項又は令和３年旧措置法」を「令和７年旧措置法第42条の９第２項又は令和４年旧措置法」に改める。

別表六(十八)の表を次のように改める。